

南三陸町ふるさと納税支援業務委託に伴う  
公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

南三陸町における「ふるさと納税」の受入れ件数の増加及びインターネット上の寄附金窓口であるポータルサイトからの寄附金受納業務や返礼品提供に係る事業者との取引など、ふるさと納税に係る事務が複雑化しているため、民間事業者の持つスキームやノウハウを活用することで、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名：南三陸町ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容：別添仕様書を参照

提案型とするため、仕様書に定めることは必要最小限と考えられることを記載しているため、仕様内容については遵守すること。

※ 仕様を満たさない場合であっても、具体的な代替案が提案できる場合は、この限りではない。

(3) 業務期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 寄附予定額：令和2年度：30,000千円

※令和2年7月末現在寄附金受入状況：3,300千円(223件)

令和3年度：35,000千円

令和4年度：40,000千円

※令和元年度寄附金受入実績額：24,918千円(1,173件)

(5) 見積限度額：寄附額に対する単価契約とし、本業務の見積限度額は寄附金の15%を上限とする。

※ 返礼品及び返礼品発送経費は含まない。これらの経費は別途実績額を支払うものとする。

(6) 町経費負担：ア 業務委託料 寄附金額の15%以内

イ 返礼品に係る経費

返礼品に係る経費は寄附金額の3割を上限とし、返礼品の経費には梱包代など諸経費と消費税を含むものとする。

ウ 返礼品配送に係る経費

返礼品の品質に影響を及ぼさない配送方法で、合理的な配送価格に対して配送経費の実費を負担する。

### 3 参加資格

参加者は、下記に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、町から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいえで参加するものとし、町との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本業務の実施について、町の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、県内に本・支店、営業所等のいずれかを有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは構成手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、町は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 4 スケジュール

内容	期日
公募型プロポーザル公告（募集開始）	令和2年8月12日（水）
参加申込書類提出期限	令和2年8月24日（月）必着
参加資格確認結果の通知	令和2年8月26日（水）
質問書受付期間	令和2年8月20日（木）まで
質問に対する回答	令和2年8月24日（月）
企画提案書等提出期限	令和2年8月28日（金）必着
プロポーザル審査会	令和2年9月1日（火）

企画提案結果通知	令和2年9月上旬
契約締結	令和2年9月上旬以降

## 5 参加申込

(1) 受付期間 公告の日から令和2年8月24日(月)17時まで

(持参での受付は土日を除く平日の9時00分から17時まで)

(2) 提出書類

次のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ以下の書類を提出すること。

①南三陸町における競争入札等参加資格を有している者

- ・参加申込書【様式1】

②南三陸町における競争入札等参加資格を有していない者

参加申込書【様式1】のほか、以下の書類のうち該当するものを提出すること。

- ・登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。法人に限る。)
- ・商号登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。)
- ・身分証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。)
- ・登記されていないことの証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。)
- ・財務諸表(直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書)
- ・法人事業税の納税証明書(正本)(法人に限る。)
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1(正本)
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1(正本)

③会社案内パンフレット等

(3) 提出方法

「17 提出・問合せ先」まで持参又は郵送による方法

## 6 参加資格確認結果の通知 令和2年8月26日(水)

参加申込書の提出があった全ての者の資格審査を行い、当該応募者に参加資格審査結果通知書により、参加資格の可否を通知する。

## 7 質問及び回答の方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

①提出方法

参加申込書【様式1】に届け出たメールアドレスから、質問書【様式2】を添付のうえ、電子メールにて提出すること。

※件名は「【事業者名】南三陸町ふるさと納税支援業務」とすること。

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

※質問の内容について個別に確認する場合がある。

## ②受付期間

参加申込書提出から令和2年8月20日（木）17時まで

## ③回答方法

質問への回答は、質問事項と回答事項を取りまとめて、すべての参加者へ電子メールにより回答する。

## ④質問書提出先

E-MAIL : [plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp](mailto:plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp)

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式 A3横又はA4縦左綴じ）

提案書は、仕様書及び評価基準に沿った内容とし、具体的に作成すること。

イ 業務実施体制調書【様式3】

ウ ふるさと納税関連業務実績書【様式4】

エ 見積書（任意様式）

見積書の宛先は南三陸町長とし、記入要領は、次のとおりとする。

- ・見積金額には、寄附金あたりの%を記入すること。（令和2年度から令和4年度までの寄附金額は105,000千円を想定）
- ・見積額が、町の契約限度額を超える場合は、失格となるので注意すること。

### (2) 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

### (3) 提出期限

令和2年8月28日（金）17時まで

### (4) 提出方法

「17 提出・問合せ先」まで持参又は書留郵便による方法

### (5) 特記事項

参加申込書【様式1】の提出後に提案書の提出を辞退する場合は、その理由を記載して、企画提案書提出期限までに通知すること。（任意様式）

## 9 企画提案書等の取扱い

### (1) 著作権

企画提案書等の著作権は提案事業者に帰属するが、町が必要と認めた場合は、提案事業者の許可を得ず、無償で公表又は使用することができる。

(2) 返却

提出された企画提案書等は返却しない。

10 企画提案のプレゼンテーション

(1) 開催日 令和2年9月1日(火)午後1時30分から

(2) 場 所 南三陸町役場本庁舎2階 2-1、2-2会議室

(3) 提案者 プレゼンテーションの説明者は、関係事業者を含めて3名までとする。

(4) その他 ①プレゼンテーション時間は、発表20分、質疑10分を目安とする。

②プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、予め企画課まで連絡すること。

③当日のプレゼンテーションの時刻を変更する場合は、後日連絡する。

11 選定方法・審査項目

(1) 選定方法

審査は、提案書類及びプレゼンテーションにより、下記の評価基準において総合的に審査し、最適な委託候補者を選定する。

(2) 審査項目

項 目	配 点	評価ポイント
事業実績	10点	・ふるさと納税事業の受託実績があるか。 ・他自治体における成果はどうか。
プロモーション	20点	・魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か(事業者向け説明会開催や返礼品の撮影等)。
企画提案	30点	・返礼品の企画提案は、本町の地域産業の活性化につながる効果的な提案か。 ・寄附金等データの管理方法は適切か。 ・本町職員の事務軽減につながる提案か。 ・返礼品の発注から到着まで確実な管理体制を構築できるか。
問い合わせ対応、個人情報保護	20点	・返礼品の配送管理、返礼品提供事業者との連絡サポート体制が適切か。 ・寄附者からの問い合わせに対する体制は適切か。 ・情報セキュリティ及び個人情報保護対策は適切か。
見積額	20点	企画提案内容に見合った適切な見積金額か。

## 1 2 結果通知

選定結果は、参加事業者あて9月上旬に書面で通知する。

## 1 3 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- ②提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合。
- ③他の参加者の応募を妨害した場合。
- ④本要項に違反した場合。

## 1 4 公表

選定結果の通知後、南三陸町ホームページにおいて、以下の内容を公表する。

- ①参加事業者数
- ②委託候補者の名称、採点結果の合計点
- ③次点委託候補者の名称、採点結果の合計点

## 1 5 契約締結

- (1) 委託候補者に対して契約締結の協議を行う。
- (2) 委託候補者と協議が調わない場合は、次点事業者と協議を行う。
- (3) 契約内容は、提示している仕様書を元に、提案内容を加え協議を行い決定する。

## 1 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出事業者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替えは認めない。
- (4) 委託候補者の選定後、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、具体的な業務の実施方法について提案を求めることがある。

## 1 7 提出・問合せ先

南三陸町役場企画課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

南三陸町役場本庁舎2階 企画課

TEL : 0226-46-1371

FAX : 0226-46-5348

E-MAIL : plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp